

沼津市墓地、埋葬等に関する法律施行細則事務取扱要領

第1 目的

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の事務に関して、沼津市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成11年沼津市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めることにより事務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 墓地等の経営の許可等

1 経営主体

墓地等の経営主体については、これらの施設の性格上、これらの施設が永続的に管理され、かつ、経営主体の非営利性が確保されなければならないため、原則として市又は一部事務組合とする。ただし、次に掲げる者であつて、永続性及び非営利性が確保される場合は、この限りでない。

- (1) 事業活動を行う上で必要な範囲内において墓地等を経営しようとする宗教法人又は公益法人等（「公益法人等」とは、財団法人又は社会福祉事業法第57条第1項に規定する社会福祉施設に入所している者の使用に供するため墓地又は納骨堂を経営しようとする社会福祉法人とする。）
- (2) 市が行う墓地の新設又は拡張が困難な場合に必要な範囲内において墓地を営しようとする地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体
- (3) 山間地等人里から遠く離れた地域である場合、公共事業の施行による個人墓地が廃止となる場合等で特にやむを得ない事情があると認める場合の個人

2 経営に使用する土地

墓地等の経営に使用する土地は、施設の永続性を確保する観点から申請者の所有地又は許可後直ちに所有権を取得できる土地（農地法等の規定により土地所有権移転を伴う申請を行う場合の土地）とする。

3 経営の許可等の区分

- (1)(経営の許可（法第10条第1項の規定により墓地等を新規に経営しようとする場合）

ア 既に許可を受けた墓地等の規模（以下「経営許可規模」という。）と同一規模以上の拡張又は増設の場合は、新規の許可として取り扱う。

イ 既に許可を受けた墓地等と新たに経営しようとする墓地等の区域が異なる等管理上一体と認められない場合は、新規の許可として取り扱う。

ウ 火葬場の経営許可に際しては、都市計画法第19条の規定による都市計画の決定又は建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可の有無を確認する。

エ 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設（駐車場、管理事務所、休憩所、便所、ごみ処理設備、給水設備等）が墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められる場合は、これらを墓地等の区域又は施設に含めることとする。

(2) 変更の許可（法第10条第2項の規定により、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設及びそれらの敷地を変更しようとする場合）

ア 墓地を経営許可規模と同一規模未満で拡張する場合又はその一部を縮小する場合は、変更許可として取り扱う。

イ 納骨堂又は火葬場にあつては、その敷地の拡張若しくは施設の増設又はその一部の廃止により当該施設の機能に変更を生ずる場合は、変更許可として取り扱う。

ウ 火葬場の変更許可に際しては、都市計画法第21条の規定による都市計画の変更又は建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可の有無を確認する。

エ 墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められるとして墓地等の区域又は施設に含めて許可した墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設を増設又はその一部を廃止する場合は、変更許可として取り扱う。

(3) 廃止の許可（法第10条第2項の規定により、墓地等を廃止しようとする場合）許可を受けている墓地等及び法第11条又は第26条の規定により許可を受けたものとみなされる墓地等を廃止許可の対象とする。

第3 墓地等の許可に関する事務処理

1 事前説明

墓地等の経営の許可等を申請しようとする者は、事前に計画地に隣接する土地の所有者及び市に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めることとする。

2 経営許可

(1) 経営許可申請

ア 墓地許可申請は、工事着工前に行い、許可を受けた後に工事に着手するものとし、納骨堂及び火葬場にあつては工事完了後に申請を行うものとする。

イ 墓地等の経営許可申請を行うに当たり他の法令等の許可、認可等を要する場合は、原則として申請前に許可、認可等を受けること。

(2) 経営許可申請書及び添付書類等

ア 申請書の別紙の墓地等の構造設備欄については、沼津市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「細則」）第7条、第8条及び第10条に係わる当該申請の概要（垣根等の種類、通路の幅員、管理事務所の位置等）を記載する。

イ 細則第2条第1号の「許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類」

とは、予算議決書の写し等とする。

ウ 細則第2条第2号の「法人の規則、寄付行為又は定款の写し」について申請時に原本を提示する。なお、宗教法人が公益事業として墓地等を経営する場合は、当該宗教法人の規則中に墓地経営事業を行うことを明定する必要がある。

エ 細則第2条第2号の「法人の登記簿の謄本」及び規則第2条第4号の「土地登記簿の謄本」については、申請前3月以内に交付を受けたものとする。

オ 細則第2条第2号の「許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類」とは、会議の日時、場所、役員（理事）総数、出席した役員（理事）の氏名、議事の経過の概要及びその結果が記載された議事録の写し等とする。

カ 細則第2条第3号の「付近の略図」には、水道の水源、飲用井戸等を記載する

キ 細則第2条第4号の「土地登記簿の謄本」については、申請土地の所有者及び申請土地に対する第三者の権利の設定の有無について確認する。また、同号の「公図の写し」には、申請地及び隣接地の所有者名及び地目を記入する。

ク 細則第2条第5号の「維持管理の方法を明らかにした書類」とは、要領第1号様式から第3号様式までの墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設の清掃及び補修、墓地等で発生するごみの処理方法等について記述したものとする。

ケ 細則第2条第6号の「収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類」とは、要領第4号様式による収支予算書とし、墓地等の経営に係る収入（自己資金借入金等）と支出（土地取得費、造成費等）について記載されたものとする。なお、市等にあつては、墓地等の経営に関する内容が記載された予算書の写しとする。

コ 細則第2条第7号の「その区域、施設等の配置を明らかにした平面図」とは、墓地の境界の垣根等、墳墓の区画、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝、管理事務所、便所及び駐車場等の位置を記載したものとする。

サ 細則第2条第8号の「構造設備を明らかにした書類等」とは、次の各号のいずれかに該当する書類等とする。

（ア）当該建築物が耐火構造であることを判断するに足る設計書等

（イ）当該建築物の設計者が耐火構造であることを証明した書類

シ 細則第2条第9号にいう「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

（ア） 地方公共団体又は公益法人にあつては、需要予測計算書及び同団体の地方自治法に基づく許可証明書の写し

（イ） 宗教法人にあつては、墓地等使用希望者名簿

（ウ） 墓地等の敷地が申請者の所有地でない場合は、許可後所有権が取得で

きる旨を証する書類。農地法等による許可等を必要とする場合であって、あらかじめ土地所有権を取得することが困難な場合は、当該申請書の写し

- (エ) 墓地の設置に関する隣接土地所有者の同意書。隣接地が公道、河川等の官地である場合には、それに面した隣接土地の所有者からの要領第5号様式による同意書。ただし、同意が得られない場合は、その理由書とする。

(3) 申請書の提出部数

- ア 墓地等の経営、変更又は廃止の申請書については、正副2部を提出するのとし、副本については、許可又は、不許可の決定の通知とともに申請書に返還するものとする。

3 変更許可

(1) 変更許可申請

- ア 墓地等の区域の拡張若しくは減少又は施設の増設若しくは一部の廃止に係る変更許可申請は、経営許可申請に準じて取り扱う。

- イ 墓地等の区域の減少又は納骨堂の施設の一部の廃止に係る変更許可申請は、改葬した後に行うこと。

(2) 変更許可申請書及び添付書類

- ア 細則第3条第2号の「変更の内容を明らかにした図面」とは、変更の前後を図面、設計書等で明らかにしたものとする。

- イ 細則第3条第3号の「改葬済みであることを証する書類」とは、改葬先の墓地又は納骨堂管理者が改葬済みであることを証明した要領第6号様式により改葬証明書とする。

- ウ 細則第3条第4号の「市長が必要と認める書類等」とは、細則第2条第9号の場合に同じ。ただし、他の法令の許可証等の写し及び許可等を得ることが困難な場合は当該許可等に係る申請書の写しとする。

4 廃止許可

(1) 廃止許可申請

- ア 墓地又は納骨堂の廃止許可申請は、改葬した後に行うこと。・廃止許可申請書及び添付書類ア細則第4条第3号の「改葬済みであることを証する書類」とは、改葬先の墓地又は納骨堂管理者が改葬済みであることを証明した要領第6号様式により改葬証明書とする。

- イ 細則第4条第4号の「市長が必要と認める書類等」とは、個人墓地の廃止の際、申請者と土地所有者が異なる場合にあっては、申請者が当該申請に係る権限を有することを証する書類とし、例えば、墓地の許可を受けた者が死亡したため、その土地を相続する者を申請者とする場合の申請者が相続人である旨を

証明する書類とする。

第4 許可基準の運用

1 墓地等の設置場所及び構造設備

(1) 墓地及び火葬場の設置場所

ア 細則第6条第1号の「飲料水を汚染する恐れがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所」とは、申請地の周囲約100m以内に水道の水源及び飲用井戸等がない場所とする。

イ 細則第6条第2号の「地滑り、出水等災害のおそれの少ない場所」とは、申請地に以下に掲げる土地を含まない場所とする。

(ア) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域

(イ) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域内の土地

(2) 墓地の構造設備

ア 垣根等

細則第7条第1項第1号の「垣根等」とは、墓地内に容易に動物や人が出入りできないようにするための密生した樹木、塀等とし、同号ただし書に該当する場合とは、山間地で周囲が樹木で囲われて垣根等を設ける必要のない場合等とする。

イ 通路

細則第7条第1項第2号の「通路」は、コンクリート造、砂利敷等ぬかるみとならないような構造とする。同号ただし書に該当する場合とは、芝生形式の墓地であって参拝者が墓参に支障なく通行できるような特殊な構造の場合等とする。

ウ ごみ処理設備等

(ア) 細則第7条第1項第3号の「ごみ処理設備」は、ごみ入れ、焼却炉等墓地の利用に伴って発生するごみを収集し、又は処理する施設とする。

(イ) 細則第7条第1項第3号の「給水設備」は、水道、井戸等の給水栓等利用者に墓参に必要な清浄な水を供給できる設備とする。

(ウ) 細則第7条第1項第3号の「排水設備」は、排水溝、排水マス等墳墓の周囲や通路に排水が滞留しないための設備とする。

(エ) 細則第7条第1項第3号のただし書に該当する場合とは、墓地区域に近接して墓参者が利用できるごみ処理設備若しくは給水設備が設けられている場合又は斜面で適当な勾配があり排水が滞留しない場所であって排水設備を設ける必要がない場合等とする。

エ 管理事務所等

細則第7条第1項第4号ただし書に規定する場合とは、墓地区域に近接して管理事務所若しくは寺院の便所が有る場合、管理者が日常的に管理を行っており必要が生じた場合には直ちに現地で対応することが可能なため管理事務所が必要でない場合又は市街地の墓地で参拝者が自動車以外の交通機関を利用できるため駐車場が必要でない場合等とする。

オ その他細則第7条第1項各号のただし書きに規定する場合に該当すると判断するときは、決裁文書にその理由を明記する。

(3) 納骨堂の構造設備

ア 耐火構造

細則第8条第1号の「耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造、準耐火構造又は防火構造とする。

イ 不燃材料納骨堂内部の納骨設備は、コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、漆喰等の建築基準法に規定する不燃材料を用いるものとする。

ウ 附帯施設細則第8条第4号ただし書の「必要がないと認められる場合」とは、納骨堂に近接して利用できる管理事務所、休憩所及び便所がある場合又は市街地の納骨堂であって参拝者が自動車以外の交通機関を利用できるため駐車場が必要でない場合等とする。

(4) 火葬場の構造設備

ア 細則第9条第1号の「周辺の景観と調和した垣根等」とは、火葬場の敷地を明確にし、周辺の景観との調和を図り、火葬炉を有する建物等の内部を容易に見通すことができないようにするための樹木又はブロック塀等とする。

イ 細則第9条第2号の「防臭及び防じんについて十分な能力を有する」とは、排気ガスにより周辺の環境に影響を与えないための排気ガス処理装置を備えた構造とする。

(5) 墓地又は納骨堂に係わる墳墓の区画数又は遺骨の収蔵数

墳墓の区画数又は遺骨の収蔵数は、市の人口動態、人口予測等を十分考慮の上、需要動向等を見て算定した必要数とする。

(6) 墓地又は納骨堂の経営の非営利性及び永続性

宗教法人、財団法人及び社会福祉法人が墓地又は納骨堂を経営する場合は、営利を目的とする経営か否かを確認するため、墓地又は納骨堂の経営の収支予算書から資金計画を審査し、また、維持管理に関する書類から永代使用料及び管理料等を把握することにより、墓地又は納骨堂の非営利性及び永続性を判断する。

第5 届出書

1 墓地工事完了届

墓地工事完了届については、墓地の許可区域を複数工区にわたって施工する場合、その工区ごとに当該完了届を提出するものとする。

なお、細則第10条第1項の「墓地の新設又は変更の工事が完了したとき」とは、墓地の境界の垣根等墓所の区域、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝、管理事務所、便所及び駐車場等が完成し、墓石を設置できる状態になった時点とする。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。